

広島県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があった旨、安芸高田市選挙管理委員会から報告があった。

令和三年八月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設		変 更 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
面山森林公園管理棟	安芸高田市高宮町佐々部	名称	面山集会所
		所在地	安芸高田市高宮町佐々部甲 274 番地 1